

労働基準法の一部を改正する法律案要綱

第一 時間外労働（第三十六条及び第三十七条関係）

一 法定労働時間を超える労働に係る労使協定（当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をいう。以下同じ。）による労働時間の延長を適正なものとするために厚生労働大臣が定める基準で定めることができる事項として、割増賃金の率に関する事項を追加するものとする。

二 使用者が、一箇月について八十時間を超えて時間外労働をさせた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないものとする。

三 使用者が、労使協定により、二の割増賃金を支払うべき労働者に対して、二の割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（年次有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の二の

時間を超えた時間外労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、二の割増賃金を支払うことを要しないものとする。

## 第二 年次有給休暇（第三十九条関係）

使用者は、労使協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、一の労働者の範囲に属する労働者が年次有給休暇を時間を単位として請求したときは、年次有給休暇の日数のうち二の日数については、労使協定で定めるところにより時間を単位として年次有給休暇を与えることができるものとする。

一 時間を単位として年次有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲

二 時間を単位として与えることができることとされる年次有給休暇の日数（五日以内に限る。）

三 その他厚生労働省令で定める事項

## 第三 その他

一 中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又

はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、第一の二は、適用しないものとする。こと。（第百三十八条関係）

二 その他所要の整備を行うものとする。こと。

#### 第四 附則

##### 一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。

##### 二 経過措置等（附則第二条から第六条まで関係）

(一) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一の二及び第三の一の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、第一の二及び第三の一について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。こと。

(三) 関係法律について所要の改正を行うものとする。こと。